

## 維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問回答書（第2回）

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	2	8	1		契約保証金	ご承知のとおり、維持管理運営期間中の履行保証保険については、損害保険会社の引受は困難な状況です。つきましては、契約保証金の納付の代替免除手段として、保証事業会社による保証も加えていただけませんか。	ご意見として承ります。
2	2	8			契約保証金	「…この契約の締結と同時に…」とありますが、「業務準備期間の終了時まで…」へと変更頂けませんでしょうか？ 現規定のままですと、業務準備期間には建設工事請負契約書の第4条が規定する保証と併存する形となってしまうので、変更のご検討をお願いする次第です。	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
3	3	13	1		再委託等の禁止	「甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲相手方の承諾を得たときは、この限りでない。」相互に同様の義務を負うよう修正させて頂きました。	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
4	4	18	2		新技術等への対応	「前項の検討に係る費用は乙が負担するが、甲が負担することが合理的と甲が認める費用については、甲が負担する。」と規定しますが、新技術導入が決定された場合、その導入に要する工事費等については、甲側の負担と理解致しますが、如何でしょうか？	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
5	5	21	5		業務計画書	「乙は、本施設又は維持管理・運営業務の結果が本件性能要件を満たさないときに、単に業務計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。但し、甲の指示等に基づき業務を実施したことにより本件性能要件を満たすことができなかった場合は、この限りではない。」甲側の指示に基づく場合も考えられることから、但書を追記させて頂きました。ご検討下さい。	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。ご質問の但書について、乙がそのことを明らかにすることで、乙の責に任じないと考えます。

【維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問回答書（第2回）】

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
6	7	30	2		施設の停止	「前項の場合、甲は、別紙4に従い業務の改善についての措置及び処理委託費の減額についての処置を行うことができる。ただし、運転停止が乙の責めに帰すことができない事由によることを乙が明らかにしたと認められるときは、処理委託費の減額は行わないものとする。」文言に客観性を持たせました。ご検討下さい。	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
7	7	31	1		本件性能要件の未達	「第28条又は第29条の乙又は甲の検査、計測等の結果、公害防止基準として示された項目以外の項目等について本件性能要件が達成されないことが判明した場合には、甲又は乙は速やかにその旨を相手方に通知するとともに、乙は原因の究明に努め、本件性能要件を満たすよう、本施設の補修、維持管理・運営業務の改善等を行わなければならない。」上記の「公害防止基準として示された項目以外の項目等」とは、具体的には、どのような項目をいうのでしょうか？ご教授願います。	将来、新しい知見によって追加される項目等を想定しています。
8	8	31	2		本件性能要件の未達	「前項の場合、甲は必要と認めるときは、乙に本施設の運転の停止を指示することができ、乙はこれに従わなければならない。なお、甲が運転の停止の指示をしたことをもって、甲は乙に対して何らの責任も負うものではない。」甲による運転停止の指示が不適切である場合も考えられなくはないので、上記のとおり削除させて頂きました。ご検討下さい。	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。ご質問の場合について、乙がそのことを明らかにすることで、乙の責に任じないと考えます。
9	8	31	3		本件性能要件の未達	「第1項の場合、甲は、別紙4に従い業務の改善についての措置及び処理委託費の減額についての措置を行うことができる。ただし、運転停止が乙の責めに帰すことができない事由によることを乙が明らかにしたと認められるときは、処理委託費の減額は行わないものとする。」文言に客観性を持たせて頂きました。	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。

【維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問回答書（第2回）】

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
10	8	32	4		異常事態への対応	「本施設が計画外の停止の状態に陥った場合についても、その原因の究明等について第2項及び第3項を準用する。」①上記の「計画外の停止の状態」とは、具体的にどのような場合をいうのでしょうか？「異常事態（公害防止基準の未達成）」（第32条第1項）と「計画外の停止の状態」とは、どこがどう異なるのでしょうか？ご教授願います。また、②「乙の責に帰すべからざる事由に基づく場合」は、乙は、その責を負わないものと理解致しますが、如何でしょうか？ご教授願います。	①計画が想定していないもので、異常事態の定義に当たらないものを指します。 ②乙の原因究明の責は免れぬものではありません。本件が性能発注であることにご留意ください。
11	8	33			停止期間中等の処理対象物の処理	「異常事態の発生、その他の原因により運転停止の状態又は性能低下による計画処理量の全量の受入ができない状態に陥った場合、搬入される処理対象物は、甲の指示に従い処理するものとする。」①「運転停止の状態」と「計画外の停止の状態」（第32条第4項）とは、どこがどう異なるのでしょうか？ご教授願います。また、②「乙の責に帰すべからざる事由に基づく場合」は、乙は、その責を負わないものと理解致しますが、如何でしょうか？	①運転停止は、計画が定めている運転停止と計画外の運転停止により構成されます。 ②異常事態等のため、甲の指示に従い処理するものとします。
12	8	34	4		臨機の措置	「乙が第1項又は前項の規定に基づき臨機の措置をとった場合において、乙が当該措置に要した費用を負担する。ただし、当該措置が不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由に基づくことを乙が明らかにした場合は、不可抗力による場合は第53条第1により甲及び乙が、その他の場合は甲が、当該措置に要した費用のうち乙が処理委託費の範囲において負担することが適当と認められない部分を負担するものとする。」文言に客観性を持たせるために修正させて頂きました。ご検討下さい。	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。

【維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問回答書（第2回）】

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
13	9	35	1		費用負担	「異常事態の発生，計画外の運転停止又は本件性能要件未達への対応に要する費用（原因の究明及び責任の分析に要する費用，受入れできない処理対象物を他の廃棄物処理場まで運搬し，これを処理する費用，計画外の補修費等を行う費用を含む。）は全て乙が負担するものとする。ただし，当該異常事態の発生等の原因について，不可抗力，その他乙の責に帰すべき事由でないことを乙が明らかにしたと認められる場合は，不可抗力による場合は第53条第1項により甲及び乙が，その他の場合は甲が，当該費用を負担するものとする。」文言に客観性を持たせるために修正させて頂きました。ご検討下さい。	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
14	10	37	2		金額の見直し	要求水準書【維持管理・運営編】の第5章8節に「社会情勢等を踏まえ見直す事ができる」とあるので，この第3号の後に社会情勢を踏まえた見直しに関する条項を加えることは出来ませんか？	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。社会情勢等を事由とする有効利用方法の変更について，第37条の2第1項に従うものとします。
15	10	37-2	2		有効利用方法の変更	前項に従い再資源化物（炭化物）の有効利用が変更される場合で，変更後の有効利用方法では有効利用先に委託費等を支払う場合においては，有効利用先との契約は甲が行うものとし，乙は前条第1項の再資源化物（炭化物）の購入義務を免れるものとするが，有効利用方法の変更に伴う費用及び有効利用先に支払う委託費は乙が負担する。かかる乙の費用負担の方法等を明確にするため，甲，乙及び有効利用先で三者協定を締結することがある。→①次の本条第3項の「有効利用の実施が全く不可能」とは，炭化物が販売できず，最終処分せざるを得なくなった場合と考えますが，本項は，第2項とどのような点で異なるのでしょうか？どのような場合を想定されているのでしょうか？また，②4行目の「有効利用先に支払う委託費」という記載がありますが，どのような場合を想定されておられるのでしょうか？ご教授願います。	①第2項は有効利用の実施が可能であり，乙に代わり第三者が有効利用する場合の手続きを定めるもので，第3項は有効利用の実施が全く不可能な場合の規定です。 ②三者協定を締結した場合の乙の費用負担を規定しております。

【維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問回答書（第2回）】

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
16	10	38	1		再資源化物（炭化物）の有効利用	「乙は、第37条及び前条に定める再資源化物（炭化物）の有効利用に関し、一切の責任を負うものとする。」*炭化物の性状等は、乙においてはコントロールできない、搬入される処理対象物の性状の影響を受けますので、乙の責に帰すべからざる事由に基づき発生した損害については、乙はその責を負わないものと理解致しますが、如何でしょうか？ご教授願います。	ご理解のとおりです。ただし、乙の責に帰すものでないことを明らかにする必要があります。
17	10	38	2		再資源化物（炭化物）の有効利用	「有効利用により商品化された再資源化物（炭化物）に関して、甲が第三者の損害を賠償しなければならない場合には、乙は、甲の請求により、当該損害賠償相当額を甲に対して支払わなければならない。」*第1項と同様、乙の責に帰すべからざる事由に基づき発生した損害については、乙はその責を負わないものと理解致しますが、如何でしょうか？ご教授願います。	ご理解のとおりです。ただし、乙の責に帰すものでないことを明らかにする必要があります。
18	11	41	1		処理対象物の性状	ここでいう「要求水準書に規定された性状」と、要求水準書【維持管理・運営編】3～4頁、第2章第2節1項、及び2項の表と理解していますが、これは重金属などの有害物質は含んでいないとの理解でよろしいでしょうか？ また、これに関連して、もし重金属類など上記に含まれない物が混入していたことなどによるリスクは第42条の「基準値を遵守できない場合」に規定されるべき物の理解でよろしいでしょうか？	前段について、要求水準書【維持管理・運営編】第2章第2節1し尿・浄化槽汚泥の性状を指しますが、重金属を全く含まないということではありません。 後段について、ご理解のとおりです。
19	11	41	2		処理対象物の性状	「本施設に搬入される処理対象物の性状が本件計画性状の範囲にとどまっている限り、乙は、処理対象物の性状の変動を原因とする処理委託費の見直しその他費用の負担を請求することはできない。但し、処理対象物の性状が本件計画性状の範囲内に止まっている場合でも、やむを得ない事由により処理対象物の性状が変動した場合は、乙は、処理委託費の見直し、その他の費用の負担を求めることができる。」*「計画性状の範囲内」に止まっている場合でも、処理委託費に影響を及ぼす場合もあり得るので、念の為、但書を追加させて頂きました。ご検討下さい。	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。

【維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問回答書（第2回）】

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
20	11	42			処理対象物の性状の変動により基準値を遵守できない場合	「乙が、処理対象物の性状が本件計画性状から大幅に逸脱し、本件性能要件を遵守することが困難である旨の申立てを甲に対して行った場合、甲は、本件性能要件を遵守することが困難であるかどうかについて確認する。」 *「大幅に逸脱」した場合のみならず、「逸脱」した場合は、本件性能要件を遵守することが困難であるかどうかを確認して頂きたいので、上記のとおり修正しました。ご検討下さい。	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
21	11	42			処理対象物の性状の変動により基準値を遵守できない場合	炭化物に重金属類が含まれ、基準値を満たさない場合、「乙が予見・制御できるリスク」とは考えにくいので、甲の負うべきリスクと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
22	12	45			維持管理・運営業務の報告	「乙は、本施設の維持管理・運営上の日報、月報、年報の作成、要求水準書及び業務計画書に基づく、運転維持管理補修データ、その他統計事務の実施及び各種報告書等により、甲に対して維持管理・運営業務の報告を行わなければならない。日報、月報及び年報の各提出期限は以下に示すとおりとする。」	ご指摘のとおりです。以下のとおり修正いたします。 第45条 乙は、本施設の維持管理・運営上の日報、月報、年報の作成、要求水準書及び業務計画書に基づく、運転維持管理補修データ、その他統計事務の実施及び各種報告書等により、甲に対して維持管理・運営業務の報告を行わなければならない。日報、月報及び年報の各提出期限は以下に示すとおりとする。
23	13	46	6		処理委託費の支払	「甲は、乙が甲乙の責に帰すべき事由以外の事由によりこの契約に基づく業務の全部又は一部を履行しないときは、かかる業務の不履行にかかる部分に相当する額を処理委託費から減額することができる。」 「乙の責に帰すべき事由に基づく不履行」であることを明確にするために、上記のとおり修正させて頂きました。ご検討下さい。	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。

【維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問回答書（第2回）】

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
24	14	49			第三者の損害	「乙は、その故意又は過失若しくは法令等の不遵守によって、甲又は第三者に人的あるいは物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。」* <u>相当因果関係にない損害まで賠償の対象になり得るので、削除をご検討頂けますでしょうか？よろしくお願ひします。</u>	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
25	14	50			保険	貴市は本施設について保険・共済等に参加する予定はあるのでしょうか。もし、加入予定であれば、その共済等の概要（補償条件、求償権行使の状況等）をお示し下さい。	社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に参加する予定です。概要について、当該共済会のホームページを参照ください。
26	14	50			保険	万一、事業者の責めに帰すべき事由により貴市の所有する本件施設等を損傷させた場合は、まず貴市が加入している共済等により損失を補償し、なお不足する損害・増加費用につき事業者に対して損害賠償請求を行うという考え方でよろしいでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由のため、事業者の付保する保険にて損失を補償していただきます。したがって、事業者は自ら適切な保険を準備することが必要となります。
27	14	51	1		法令変更	「甲は、この契約締結後に法令変更が行われ乙の維持管理・運營業務の実施に追加費用が生じるときは、甲が合理的な範囲でこれを負担する。」 <u>法令変更の場合ですの</u> <u>で、実務的には協議させて頂くということになるので</u> <u>しょうが、上記のとおり修正させて頂きました。ご検討下さい。</u>	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
28	14	51	2		法令変更	「法令変更により、要求水準書、業務計画書の変更が可能となり、かかる変更により乙の維持管理・運營業務実施の費用が減少するときは、協議により要求水準書及び業務計画書の変更を行い、 <u>処理委託費を減額する</u> <u>できるものとする。」必ずしも減額しなければならないことにな</u> <u>るとは限らないことから、上記のとおり修正させて頂</u> <u>きました。</u>	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
29	14	52	1		不可抗力	本契約には不可抗力の定義がありませんが、建設工事請負契約書（案）と同義という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、天災等で甲乙双方の責めに帰することができないものを指します。

【維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問回答書（第2回）】

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
30	14	53	1		不可抗力による負担	「本施設の維持管理業務につき、損害額及び増加費用の合計額が・・・」とありますが、不可抗力により貴市所有建物設備が被った損害の修復に係る増加費用・損害については全額貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務に本施設は必要不可欠なものである以上、「維持管理業務につき」に施設が含まれ、損害の修復にかかる増加費用・損害については事業者の負担となります。
31	15	54	3		損害賠償等	「この契約に定める処理委託費の減額は前項に従った甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また処理委託費の減額を損害賠償の予定と解してはならない。」と規定されておりますが、甲に発生し得る損害は、処理委託費の減額をもって填補されるのではないかと考えます。そのような場合は、損害賠償請求の対象とならないものと理解致しますが、如何でしょうか？ご教授願います。	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。処理委託費の減額措置と損害賠償請求は別のものです。
32	15	55	4		事業期間終了時の明け渡し条件	業務完了時の運転業務引継ぎについての記載がありませんが、明け渡し時協議により取り決めるものと解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	15	57	2	(5)	甲の解除	「第60条第1項及び本条第4項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。」と規定しますが、「本条第4項の規定」は誤記ではないでしょうか？ご確認下さい。	ご指摘のとおりです。以下のとおり修正いたします。  (5) 第60条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。



【維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問回答書（第2回）】

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
34	16	58	1		違約金	「乙は、前条の規定（第1項及び第4項を除く及び第2項第6号による解除の場合を除く。）によりこの契約が解除された場合は、この契約の契約金額を15で除した金額の10分の1に相当する金額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、頭書の契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該違約金の額から当該契約保証金の額を控除することができる。」 <u>上記の赤字下線の修正が正しいのではないかと思います</u> が、如何でしょうか？	ご指摘のとおりです。以下のとおり修正いたします。  (違約金) 第58条 乙は、前条の規定（第1項及び第2項第6号による解除の場合を除く。）によりこの契約が解除された場合は、この契約の契約金額を15で除した金額の10分の1に相当する金額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、頭書の契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該違約金の額から当該契約保証金の額を控除することができる。
35	17	59	3		委託業務の一部解除	「甲は、第1項の解除により乙に損害が生じたときは、 <u>やむを得ないと認めるものについてこれを賠償するものとする。</u> 」 <u>甲側の事情による解除なので、上記のとおり修正させて頂きました。ご検討下さい。</u>	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
36	17	60		(3)	乙の解除権	「甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能又は困難となったとき。」 <u>上記のとおり「又は困難」という文言を追加させて頂きましたので、ご検討下さい。</u>	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
37	18	62	2		著作権の利用等	「乙は、甲に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、乙は次の各号に掲げる本施設に関する成果物の利用を甲以外の第三者に許諾してはならない。」 <u>①本施設に関する成果物の利用に限定させて頂きたいので、上記のとおり修正させて頂きました。ご検討下さい。また、乙の保有する本施設の基本プロセス等に関わる特許権、ノウハウ、図面等の著作権等は、乙は、甲の承諾を受けることなく、第62条第2項各号に定める行為を行うことができると考えますが、如何でしょうか？ご教授願います。</u>	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。 また以下について、本契約に基づかないものであればご理解のとおりです。

【維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問回答書（第2回）】

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
38	18	63			著作権等の譲渡禁止	「乙は、自ら又は著作者をして、成果物に係る著作権者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。」	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
39	18	64	2		著作権の侵害防止	「乙は、成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。」 *乙の責任に基づかない場合は、乙はその責を負わないものと理解致しますが、如何でしょうか？ご教授願います。	ご理解のとおりです。ただし、乙の責に帰すものでないことを明らかにする必要があります。
40	19	65			秘密保持義務	「甲及び乙は、この契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、この契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、この契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。」上記文言を追加させて頂きました。ご検討願います。	ご意見として承ります。
41	19	65	3		秘密保持義務	「第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、事前にその開示の可否・開示範囲等について協議の上、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対するとの事前の通知協議を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知協議を行うことを要さない。」第3項各号の場合においても、開示情報に乙側の技術的ノウハウが含まれている可能性があるため、事前協議させて頂きたく上記のように修正させて頂きました。ご検討下さい。	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。

【維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問回答書（第2回）】

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
42	19	66			個人情報の保護	「委託業務が個人情報を含むものである場合は、甲及び乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。」甲及び乙双方の義務とさせて頂きたいので、上記のとおり修正させて頂きました。ご検討下さい。なお、以下の修正は、甲及び乙の双方の義務に修正したことに伴う修正です。	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
43	19	66		(1)	個人情報の保護	「委託業務を開始する際に、委託業務の従事者に委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らさないことを誓約した書類を作成させ、この書類を甲相手方へ提出すること。」	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
44	19	66		(2)	個人情報の保護	「委託業務の実施に必要な関係資料（以下「関係資料」という。）を甲が指定した委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと。また、第三者に提供しないこと。」	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
45	19	66		(3)	個人情報の保護	「甲の許可相手方の事前の書面による承諾なく関係資料の複写又は複製をしないこと。」	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
46	19	66		(4)	個人情報の保護	「甲の許可相手方の事前の書面による承諾なく関係資料を甲が指定する場所以外へ持ち出さないこと。」	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
47	19	66		(5)	個人情報の保護	「委託業務の実施又は管理に関して関係資料に事故が発生した場合は、直ちに甲相手方に報告すること。」	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
48	19	66		(6)	個人情報の保護	「委託業務が完了したときは、直ちに関係資料を甲相手方に返還すること。」	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
49	20	66		(7)	個人情報の保護	「委託業務が完了した場合において関係資料の複写物又は複製物があるときは、当該複写物又は複製物を直ちに甲相手方に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でないと認められる場合は、複写又は複製に係る情報を消去すること。」	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
50	20	66		(8)	個人情報の保護	「薩摩川内市個人情報保護条例（平成17年薩摩川内市条例第57号）を遵守するとともに、この条例の内容を委託業務の従事者、関係職員に周知させ、個人情報の保護が徹底されるように指導すること。」	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。

【維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問回答書（第2回）】

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
51	20	68			契約の譲渡	「いずれの当事者も、相手方の事前の書面による同意ある場合を除き、この契約又はこの契約上の権利義務の譲渡若しくは第三者に対する担保権の設定をすることはできない。」上記文言を追加願います。	ご意見として承ります。
52	20				第71条として追加条項の検討をお願いします。	・「本契約に基づき乙が甲に対して負担すべき損害賠償金、違約金、補償金及び増加費用等の上限額は、第46条第1項に定める維持管理・運営期間にわたる計画処理量に基づく処理委託費の総額の10%相当額とする。」という条文を追加下さるようご検討下さい。本契約第8条第2項の契約保証金の保証対象額「契約金額を15で除した額の10分の1に相当する金額」、基本契約第10条第2項に定める代表企業による保証額の上限「委託金額の総額を15で除した金額」に照らしても、合理的な上限額と考えます。ご検討下さい。	維持管理・運営委託契約書（案）に新たな条項として追加できません。
53	22	別紙1	1		処理委託費の構成	・「処理委託費C」に関し、お伺いします。補修更新工事が予定されていた時期に実施できず、それが前後した場合は、処理委託費Cの支払いは、どのようになされるのでしょうか？ご教授願います。	市は事業者の提案に基づく維持管理業務の実施内容に応じた費用を支払うものであり、提案した維持管理業務内容は提案した期間に行うこととします。 なお、維持管理業務を提案した期間より変更したい場合は、前年度の第2四半期までに市と協議することとします。
54	26	別紙3	1		見直し方法	・「処理委託費B」の「改定率指数」に関し、「消費税を除く企業向けサービス価格指数／産業廃棄物処理（日本銀行調査統計局）」と記載されておりますが、薬剤に関しては「化学製品」、重油に関しては「石油・石炭製品」による方がより実態に添うものと考えますが、如何でしょうか？ご検討願います。	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
55	26-27 (別紙3)	47条関連			処理委託費の見直し	物価指数と同様に、いわゆる「単品スライド」の条項も付け加えることは出来ませんか？	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。

【維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問回答書（第2回）】

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
56	26	別紙3	1	(3)	需給契約の変更等により決定を行う項目	「電力及び上水道等については、各供給事業者等との需給契約が変更等された場合に、甲と乙が変更内容をもとに協議し、甲が固定費及び変動費単価の変更等を決定する。」需給契約が変更された場合も、固定費等の変更は、甲乙協議の上決定すべきものと考え、上記のとおり修正させて頂きました。	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
57	30	別紙4	2	(3)④	業務担当企業の変更等	・P30「上記③の手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間・内容による改善が認められないと甲が判断した判断される場合は、甲は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを乙に請求することができます。」文言に客観性を持たせるために、上記のとおり変更させて頂きました。	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
58	30	別紙4	2	(4)	処理委託費の減額等の措置	・P30最後の文章「ただし、ケース1の状態の発生について乙の責によらないと甲が認められた認められる場合はこの限りでない。」文言に客観性を持たせるために、上記のとおり変更させて頂きました。ご検討下さい。	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
59	30	別紙4	2	(4)②	本件施設の利用可能性が確保されていない場合の措置（ケース1）	・（P30の最後の文章）②の「ただし、ケース1の状態の発生について乙の責によらないと甲が認められた場合はこの限りでない。」文言に客観性を持たせるために、上記のとおり変更させて頂きました。	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。

【維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問回答書（第2回）】

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
60	31	別紙4	2	(4)②	本件施設の利用可能性が確保されていない場合	<p>・「ケース1」の「本件施設の利用可能性が確保されていない場合」の内容は「ア 異常事態の発生，その他原因により運転停止の状態又は性能低下による，し尿及び浄化槽汚泥の受入ができない状態が終日続いた場合」と規定します。①「異常事態の発生」とは，具体的にどのようなケースを想定されているのでしょうか。ご教授願います。②「受入ができない状態が終日続いた場合」とは，24時間受入ができない状態を指すものと考えますが，如何でしょうか？③「ア 異常事態の発生，その他原因により運転停止の状態又は性能低下による，し尿及び浄化槽汚泥の受入ができない状態が終日続いた場合（いずれも乙の責に帰すべき事由に基づく場合）」乙の責任である場合であることを明確にするために加筆させて頂きました。ご検討下さい。</p>	<p>①について，現時点で具体的に想定している事象はありません。その都度，状況を鑑み市として判断することになります。</p> <p>②について，ここでいう「終日」とは当該状態が発生した，その日のうちに当該状態を改善できないことを指します。なお，当該状態が翌日以降も続く場合，ケース1の減額措置の対象となります。</p> <p>③について，維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。</p>
61	31	別紙4		表	要求水準未達成の場合の措置（ケース2）	<p>・各レベルは，どのような基準・考え方に基づいて，区分されているのでしょうか？レベル3に近づく程処理への影響が生じるものとして区分されているのでしょうか？</p>	<p>レベルの認定について，事業者の要求水準未達成による，本事業の目的達成への影響を勘案したものです。処理への影響のみを勘案したものではありません。</p>

【維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問回答書（第2回）】

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
62	31	別紙4	2	表	要求水準未達成の場合の措置（ケース2）	①「甲は、ケース1を除く、維持管理・運営内容について乙の責に帰すべき事由に基づく要求水準の未達成（以下「未達状況」という。）が確認された場合、以下の方法により処理委託費の減額又は支払停止を行う。」と、 <u>明確にするために赤字下線部分を加筆させて頂きました。ご検討下さい。</u> ②「ただし、未達状態の発生が、乙の責によらないと甲が認めた認められる場合は、この限りでない。」 <u>文言に客観性を持たせるために、上記のとおり修正させて頂きました。ご検討下さい。</u> ③また、「③」の本文には「…要求水準の未達成（以下「未達状況」という。）が確認された場合、以下の方法により処理委託費の減額又は支払停止を行う。」と規定します。「支払停止」は、減額の対象となる金額だけが支払停止されるものと考えますが、如何でしょうか？ご教授願います。	①について、維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。 ②について、維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。 ③について、減額金額が処理委託費を上回った場合、市は処理委託費の支払いを停止します。
63	32	別紙4	2	表	要求水準未達成の場合の措置（ケース2）	・レベル2の「不衛生状態の放置」、 <u>「維持管理・運営業務における実施内容や時間等の要求事項の不履行」及び「その他、要求水準の不履行」は、前述のとおり、レベルの区分が処理への影響度を勘案してなされているとすれば、むしろレベル1に分類される事項かと考えますが、如何でしょうか？ご教授願います。</u>	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。併せて、維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問回答のNo. 61の回答を参照ください。
64	32	別紙4	2	(4)③イ(イ)	ペナルティポイントの算定	・「ただし、甲は、改善の遅延が、乙の責によらないと甲が認めた認められる場合は、ペナルティポイントの加算を中断することができる。」と規定しますが、 <u>文言に客観性を持たせるために、上記のとおり修正させて頂きました。ご検討下さい。</u>	維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。
65	31	別紙4	2	表	レベルの認定	・「レベル1」の「本件施設の利用に軽微な影響を及ぼしている場合（下記レベル2及び3に該当する場合を除く。）」とは、 <u>レベル1の「業務報告の不備」等に類する事由と考えますが、如何でしょうか？ご教授願います。</u>	現時点で具体的に想定している事象はありませんが、「業務報告の不備」等に類する事由とは限りません。その都度、事業者の要求水準未達成による、本事業の目的達成への影響を勘案します。

【維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問回答書（第2回）】

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
66	31	別紙4	2	表	レベルの認定	<p>・①レベル1の「周辺環境に悪影響を及ぼしている場合」とは、レベル2の「周辺環境に重大な悪影響を及ぼしている場合」と、どのような点が異なるのでしょうか？両者の区別が困難になると思われま。また、レベル1に記載されている「業務報告の不備」、「甲及び関係者への連絡不備」等とは性質の異なるものと思われま。基準の明確性という観点から、「周辺環境に悪影響を及ぼしている場合」については削除した方が明確になると考えますが、如何でしょうか？②レベル2の「周辺環境に重大な悪影響を及ぼしている場合」は、むしろレベル3に位置付けられるものと考えますが、如何でしょうか？ご教授願います。</p>	<p>①について、維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。 ②について、維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。</p>



【維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問回答書（第2回）】

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
67	32	別紙4	2	(4)③ア	レベルの認定	<p>①「ケース1」と「ケース2 レベル3」の「異常事態の発生、その他原因により運転停止の状態又は性能低下による、し尿及び浄化槽汚泥の受入ができない状態が一時的に発生した場合（ケース1以外の場合）」との区別は、受入できない状態が「終日」か「一時的」かにより区別するのでしょうか？この場合の「一時的」とは、具体的にどの程度の受入停止状態を指すのでしょうか？ご教授願います。②また、「レベル3」の「異常事態の発生、その他の原因により運転停止の状態又は性能低下による、し尿及び浄化槽汚泥の受入ができない状態が一時的に発生した場合（ケース1以外の場合）」とケース1の「異常事態の発生、その他原因により運転停止の状態又は性能低下による、し尿及び浄化槽汚泥の受入ができない状態が終日続いた場合」は、ペナルティポイントの減額の点では同等に扱われています（P32（ア））。しかしながら、レベル3の場合は「受入ができない状態が一時的に発生した場合」ですので、重大性という点では、レベル3ではなく、レベル2に相当する事由と考えます。レベル3の「受入ができない状態が一時的に発生した場合」については、レベル2に移した方が整合性が取れると考えます。ご検討下さい。また、③レベル3に「再資源化物（炭化物）の有効利用について、甲の承諾なしに乙の提案と異なる利用方法がなされている場合」と記載されておりますが、処理そのものに対する影響度という点では、直接影響するものではないので、事象としては、むしろレベル1あるいはレベル2に相当する事象ではないかと考えます。如何でしょうか？ご検討下さい。</p>	<p>①について、「ケース1」と「ケース2 レベル3」における、し尿及び浄化槽汚泥の受入ができない状態の区分については、ご理解のとおりです。また、「一時的」とは、受入ができない状態が発生し、その日のうちに当該状態が改善され、予定していた処理対象物の受入を完了した場合をいいます。 ②について、維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。 ③について、維持管理・運営委託契約書（案）のとおりとします。</p>
68	32	別紙4	2	(4)③ア	レベルの認定	<p>・「ケース3 レベル3」の「不法行為」とは、具体的にどのような場合を指すのでしょうか？ご教授願います。</p>	<p>現時点で具体的に想定している事象はありませんが、故意又は過失によって他人の権利及び利益を侵害する事象を想定しております。</p>